

令和4年第8回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

令和4年11月28日(月)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- | | | |
|-----|--------|---------------------------------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | | 諸般の報告
(町長招集あいさつ) |
| 第 4 | 議案第49号 | 令和3年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について |
| 第 5 | 議案第50号 | 令和3年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について |
| 第 6 | 発委第 3号 | 令和3年度決算認定に係る決議 |
| 第 7 | 議案第62号 | 令和4年度永平寺町一般会計補正予算について |
| 第 8 | 議案第63号 | 令和4年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について |
| 第 9 | 議案第64号 | 令和4年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について |
| 第10 | 議案第65号 | 令和4年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について |
| 第11 | 議案第66号 | 令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について |
| 第12 | 議案第67号 | 令和4年度永平寺町上水道事業会計補正予算について |
| 第13 | 議案第68号 | 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 第14 | 議案第69号 | 永平寺町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について |
| 第15 | 議案第70号 | 永平寺町幼稚園条例及び永平寺町幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第16 | 議案第71号 | 指定管理者の指定について |
| 第17 | 議案第72号 | 指定管理者の指定について |

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（13名）

- 1番 酒井圭治君
- 2番 長岡千恵子君
- 3番 川崎直文君
- 4番 朝井征一郎君
- 5番 清水紀人君
- 6番 金元直栄君
- 7番 森山充君
- 8番 清水憲一君
- 10番 齋藤則男君
- 11番 上田誠君
- 12番 松川正樹君
- 13番 楠圭介君
- 14番 中村勘太郎君

4 欠席議員（1名）

- 9番 滝波登喜男君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

- | | | |
|-------|---|-------|
| 町 | 長 | 河合永充君 |
| 副町 | 長 | 山口真君 |
| 教育 | 長 | 室秀典君 |
| 消防 | 長 | 坪田満君 |
| 総務課 | 長 | 吉川貞夫君 |
| 契約管財課 | 長 | 竹澤隆一君 |
| 防災安全課 | 長 | 吉田仁君 |
| 財政課 | 長 | 森近秀之君 |

総合政策課長	清水智昭君
住民税務課長	原武史君
会計課長	石田常久君
福祉保健課長	木村勇樹君
子育て支援課長	島田通正君
農林課長	黒川浩徳君
商工観光課長補佐	寺岡孝純君
建設課長	家根孝二君
上下水道課長	朝日清智君
学校教育課長	多田和憲君
生涯学習課長	清水和仁君

6 会議のために出席した事務局職員

議会事務局長	坂下和夫君
書記	酒井春美君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（中村勘太郎君） 開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る11月18日、町長より令和4年第8回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましては、ご参集をいただき、ご健勝にて一堂に会し、ここに本会議が開催できますこと、心より厚く御礼を申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願いを申し上げます。

また、傍聴者を含め議場に入場する方には、マスク着用などの新型コロナウイルス感染症予防の対応にご理解とご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本日、会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほど、よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

これより令和4年第8回永平寺町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（中村勘太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番、森山君、8番、清水憲一君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日、11月28日から12月16日までの18日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日、11月28日から12月16日までの18日間に決定いたしました。

～日程第3 諸般の報告～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

諸会合の出席状況報告書を皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどお願いいたします。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告に代えさせていただきます。

以上、諸般の報告を終わります。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） おはようございます。

本日ここに、令和4年第8回永平寺町議会定例会が開会されるに当たり、町政運営の所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明申し上げます。

寒さが日一日と深まって、冬の訪れを感じる季節となってまいりました。

議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心よりお喜び申し上げます。第8回定例会のご案内をさせていただきましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症について申し上げます。

県は、県内流行が第8波に入ったとの見解を示し、早い時期でのオミクロン株対応のワクチン接種や、会話時のマスク着用などの基本的な感染対策の徹底を呼びかけています。

県内の感染者数は増加傾向が続き、年代別では10代が最も多く、次いで30代から50代の感染者が増えています。また、家庭内を中心とした感染が拡大しており、インフルエンザとの同時流行も懸念されています。

このような中、本町のワクチン接種につきましては、年内のワクチン接種機会の確保を目的に、永平寺町保健センターで実施する集団接種について、福井市医師会の協力を得て3日間日程を追加し、12月17日まで実施します。

現在、幅広い年代で年代に応じたワクチン接種を行っており、重症化予防や感染予防、発症予防効果が期待されています。接種券がお手元に届いている方におかれましては、早めの接種についてご検討をお願いします。

これまでの2年間は、年末年始の休暇シーズンの後に感染が急拡大しております。町民の皆様におかれましては、社会経済対策を維持しながら感染を防止する

ため、慎重な行動を重ねてお願い申し上げます。

さて、今年も残り1か月余りとなり、降雪シーズンを間近に控える時期となってまいりました。大雪をもたらすと言われているラニーニャ現象が、昨年の秋から現在も続いています。この影響で今シーズンは冬型の気圧配置が強まり、大雪が予想されています。

大雪となった場合でも効率的な除雪車の運行が確保できるよう、今年度より除雪車の位置情報システムを導入しました。このシステムにより、各除雪車の現在地や除雪が完了した場所が地図上で可視化され、リアルタイムで除雪状況を把握することが可能となります。

除雪作業の進捗を的確に把握しながら、国県道との連携除雪を効率的に行うことで、積雪による交通障害を最小限にとどめ、安全で安心な交通の確保に努めてまいります。

次に、生活応援券事業について申し上げます。

町民1人当たり5,000円分を配布する生活応援券事業の有効期間につきましては、年末年始に必要となる生活必需品の購入や、冬季間の電気・ガス等の価格高騰に伴う家計への支援となるよう、12月17日から令和5年2月12日までのご利用とさせていただきます。

生活応援券の配布につきましては、世帯ごとに取りまとめ、6,580世帯へ、本日、11月28日以降順次発送します。

また、利用できる参加店は140事業者を超えました。参加店一覧チラシを12月2日に各戸配布し、お店には、のぼりの目印を立てていただきます。これからの年末年始に向け、地域を元気に、また町内事業所での消費拡大につながるよう事業を進めてまいります。

次に、個別避難計画作成について申し上げます。

本町では昨年度より、災害時や災害の発生のおそれがある場合に、一人で避難できない方や避難時に支援を必要とされている方を対象に、個別避難計画を作成しております。

今年度は、全ての集落に個別避難計画の認識を広め、100名分を目標に計画作成を推進しております。現在までに51集落で勉強会を実施し、集落内で優先度の高い要支援者を決めていただき、80名の方の個別避難計画が出来上がりました。

また、同時に、この計画に沿った避難訓練や福祉避難所での生活訓練も行うこ

とで、より一層実効性のある計画に仕上げているところです。

今後は、まだ取り組んでいない集落も含め、全集落の皆さんとワークショップ等による意見交換を重ね、計画作成の現状と課題を共有しながら、来年度の進捗を進めてまいります。

次に、デマンド型交通促進事業について申し上げます。

10月から吉野地区、志比南地区の近助タクシーの本格運行を始め、地区説明会を開催し、運行の仕方や利用の登録方法などについて説明させていただきました。この取組により、これまでに利用登録者数は160人を超え、10月の月間利用者数は、4月から9月における月間の平均利用者数と比較すると50名増加しております。

主な利用先は、町内の医療機関、スーパー、えちぜん鉄道各駅となっているほか、学校の下校時の交通手段としてのご利用も見られます。これからも、地域に根差した移動交通として、また、ご近所を誘っての外出交通手段として安全運行を確保し、利用者との信頼関係を築いてまいります。

次に、移住・定住事業について申し上げます。

11月23日に、町内大学生が運営するシェアハウス「このまん間」を会場に第2回移住者交流会を開催いたしました。

このまん間は、シェアハウスとしての運営だけでなく、子育て中の親子向けのハロウィンイベントを開催するなど、新しい人と人とが交流する機会を得られる循環拠点施設となっております。

このように、誰もが気軽に集える循環拠点施設を移住者の方に紹介することで、町民の方との縁づくりの促進を図り、交流がさらに深まることを期待しているところです。

また、11月下旬より、メディアのウェブサイトにも町の情報発信サイトを設け、移住・定住向けの情報を発信しております。

第1弾は、昨年、永平寺南地区へ移住した方からお聞きした町の印象や、移住する前に検討したことなどの情報を発信します。以降も、定期的に移住者が求めている情報発信に取り組み、若者や子育て世帯の方々から選ばれる町となるよう、情報発信力の強化に努めてまいります。

次に、観光事業について申し上げます。

旅行代金が全国を対象に割引かれる国の観光需要喚起策「全国旅行支援」が10月11日からスタートし、本町の主要観光地である大本山永平寺、門前街に

おきましても10月の観光入り込み客数がコロナ禍前の約88%まで回復するなど、久しぶりに活気が戻ってきております。観光地を染めるまぶしい紅葉とともに、永平寺ならではの凜とした禅の世界をご堪能いただいていると感じています。

さて、北陸新幹線敦賀開業が1年前に迫り、福井県一丸となった大型イベントや観光宣伝などの事業が県内各地で展開されています。

12月10日、11日の週末には、永平寺町、坂井市、あわら市の商工会が連携して主催する「ふるさとうまいもん祭り」がハピテラスで開催されます。冬の観光シーズンに訪れる観光客を対象とした催しで、各市町自慢の逸品や食のPR販売を予定しております。SHOJINブランド認定商品をはじめ永平寺町ならではの地域製品の販売を通し、しっかりと町の魅力をアピールしてまいります。

また、SHOJINブランドに今年度は新たに2つの商品が加わり、現在、53商品が認定されています。

SHOJIN協議会が商工会や物産協会等と連携して各種商談会等に参加し、着実に新たな販路実績につなげています。新幹線開業に向けて、消費者の方と町をつなげる重要なツールとして、さらなる発展を期待しているところです。

100年に一度と言われる好機に、関係諸団体、事業者の皆様と綿密に協調、連携して多方面から観光推進事業に取り組み、地域経済の発展、活性化に努めてまいります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

国民健康保険事業では、令和5年度保険料率改定に向けて作業を進めております。全国的に保険料水準統一の動きがあり、国保税の賦課方法が、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から、所得割、均等割、平等割の3方式に移行している中、本町も資産割については段階的に減額していく方向で検討しております。

医療費については、コロナ関係による通院控えも収まり、通常の医療状態に戻ってきております。少子・高齢化や医療の高度化等により、長期的に見て増加傾向にあります。決算剰余金を活用しながら保険税の増加率を抑えることを念頭に置き、今後の税率改定について検討を進めてまいります。

次に、共生社会の取組について申し上げます。

12月4日に、男女共同参画推進事業として、LGBTQや共生社会の推進に関する講演会を開催いたします。講師のユーチューバーかずえちゃん、LGBTQについての活動家で、動画投稿やテレビ・ラジオ番組への出演、新聞・雑誌への寄稿など、共生社会の実現に向けて精力的に活動されています。

また、来年1月には、車いすバスケットボール世界選手権大会で金メダルを獲得した古崎倫太郎選手の講演会を予定しています。偉業達成までの道のりや日常生活でのご自身の経験談など、共生社会の形成についてのご意見を伺い、町民の皆様とともに、多様性への理解を深めてまいります。

今後も、全ての方が生きやすい地域づくりに向けて事業を推進してまいります。
次に、学校再編について申し上げます。

学校再編方針案につきましては、11月11日及び21日に志比北地区の保護者を対象に意見交換会を開催いたしました。

保護者の皆様からは、統合に当たっての不安について、保護者ならではの貴重なお声をいただき、なるほどと思うことも多くありました。

今後は、ご意見とご要望に対する町としての対応をお示しし、それを受けての保護者会としてのご意見をお願いする予定でございます。このため、明日から予定しておりました地域住民との意見交換会につきましては、開催を延期させていただきました。

上志比地区におきましても同様に、保護者との意見交換会を12月8日に開催し、意見集約後に住民との意見交換に入っております。

町及び町教育委員会といたしましては、子どもたちのよりよい教育環境整備のためにこの方針案を提案しておりますが、今後も保護者や地域住民の皆様からいろいろなご意見をいただきながら柔軟に対応したいと考えております。

次に、高規格救急自動車の配備について申し上げます。

新しく配備される高規格救急自動車は、12月中旬より運用します。この高規格救急自動車には、より高度な救命処置等ができるよう、人工呼吸器や患者監視装置などの高度救命資器材が装備されています。また、重篤な傷病者に救命処置を行うため、従来の救急自動車より揺れが軽減され、天井も高くなっています。

この高機能な設備を搭載している高規格救急自動車を有効に活用し、町民の救急要請に万全を期して対応してまいります。

次に、火災予防について申し上げます。

寒さが厳しく、各家庭において暖房器具の使用が増え、火災発生が多くなる時期を迎えております。

秋の火災予防運動期間中においては、女性消防団員とともに上志比地区の高齢者宅を訪問し、住宅用火災警報器の点検や火災予防についてお願いをいたしました。

また、12月22日には全消防団が集結し、年末特別警戒パトロールを実施いたします。町内を巡って火災予防を呼びかけ、昨年に引き続き、建物火災ゼロを目指してまいります。

それでは、本定例会にご提案いたします議案等について申し上げます。

本定例会に提出いたします案件は、令和4年度永平寺町一般会計補正予算について、をはじめとする予算案件が6件、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、をはじめとする条例案件が3件、指定管理者の指定についての案件が2件で、本定例会にご提案いたします案件は合計11件でございます。

それぞれの議案につきましては、上程の際、ご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、本定例会の開会に当たり、町政に対する所信の一端と議案について申し述べさせていただきます。

議員各位におかれましては、町勢発展に向けて一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

～日程第4 議案第49号 令和3年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第4、議案第49号、令和3年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について、を議題といたします。

本件は、去る令和4年8月29日に予算決算常任委員会に付託されました議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第2項の規定により、本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

朝井君。

○予算決算常任委員長（朝井征一郎君） 令和3年度決算認定について、提案理由を申し上げます。

本委員会は、付託された議案第49号の令和3年度決算にわたる2議案について、令和3年度決算書、決算成果表の資料に基づき、所管課長、関係職員の出席を求め、現地視察を含め、延べ7回にわたり慎重に審査いたしました。

10月28日には、当委員会委員14名全員の出席の下、決算認定についてま

とめの協議を行いました。お手元に配付のとおり、決算認定に係る議会の意見をまとめ、決議とするものでございます。

以上、提案理由とさせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） これより、議案第49号の委員長報告に対する質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

暫時休憩します。

（午前10時22分 休憩）

（午前10時23分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開させていただきます。

4番、朝井君。

○予算決算常任委員長（朝井征一郎君） 先ほど議長からありましたが、審査結果を述べるのを忘れまして、申し訳ございません。

議案第49号及び第50号につきまして、10月28日開催の当委員会で採決の結果をご報告させていただきます。

参加委員は13名で、議案第49号につきましては賛成11名、議案第50号につきましては賛成12名の賛成多数であるということをご報告申し上げます。

したがって、予算決算常任委員会に付託されました議案第49号及び第50号は、原案のとおり認定することに決定しました。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） これより、議案第49号の委員長報告に対する質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） それでは、私は、議案第49号、令和3年度決算認定について、に対して反対の立場の討論をさせていただきたいと思っております。

この令和3年度決算認定に当たり、コロナ禍の中にあつて、住民の安全・安心、そしてまた少子・高齢化が進む中で、持続可能な社会づくりが求められている現状であります。その中において当町は、コロナ禍に対して、町長の所信にもありましたように、コロナワクチンの接種等、また経済支援等のいろんな体制、支援については評価するものでありますし、また、それぞれの課においてそれぞれの事業の実務に対しては評価するものであります。しかしながら、住民の安全・安心の中には、住民の健康や生活を守り支援するための種々の活動を行っています。例えば、国保事業や介護事業、それから健診に係るがん検診等の検診また特定健診、それから健康相談等、また介護におけるいろんな支援、種々の支援を行っているのは十分承知しております。しかしながら、その健康に対する住民の意識がなかなか向上してない。そういう対応がまだ施策の中に含まれていない。また、そういう活動を、予算に立てていますがされてないという点から、まだまだ不十分な点があるという点。

また、住民が主体となり、地域の連携による支え合いのまちづくり、持続可能なまちづくりに必要なミニマムインフラ、これは上下水道、防災、道路等、生活に関するインフラはもとより、当町は、子育て、教育の支援の町としての確立をしております。しかしながら、その教育の充実と住民のコミュニティの場、それから若者、働く世代の支援となる幼保園、小中学校は必要不可欠と考えております。その中、その統廃合の方向性に進む施策に対して、残す選択肢も視野に入れながらもっと慎重に事を進めるということが、その事業の中に欠けているというふうに思います。

3点目、公民館施設、えい坊館、笑来等の利用の施策、特に永平寺地区の公民館の在り方、運営については不十分な点があると私は考えております。

4点目、いろんな形でのICの拠点化の事業に対するソフト面の対応など費用対効果、また、今行われている自動走行事業の今後の方向性についても、まだ不十分な点が見受けられるというふうに考えます。

そういうふうな内容の決算になっていないという点から、私はこの決算に対しての反対の立場を取らせていただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 次に、委員長報告に賛成討論の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

○6番（金元直栄君） ほかに討論はありません……。

○議長（中村勘太郎君） はい。

- 6番（金元直栄君） はい。
- 議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。
- 6番（金元直栄君） 私も反対討論であります。

昨年度の本町の決算に対する討論ですけれども、2021年度の決算に私は全て反対というわけではございません。町民にとって必要な予算があることは本当に分かっています。

例えば一つの例として、地域の生活を支えているコミュニティバスや近助タクシー等きめ細かな取組は、周辺地域に住む交通弱者の町民にとっては死活問題だけに、本当に率直に評価できると私は思っています。

ところが、このコミュニティバスの問題であっても、小中生のバス事業については半額を徴収するなどの、思わぬところで「あれ？」と思うようなところもあるというのは、これまでも指摘してきたところです。学校の統廃合の問題では、この問題でスクールバスを出すということを、言われているようだけれども、現実的に遠方より通う子どもたちに負担を求めるといって自体が私は問題だと思っています。そういう意味では、町の教育委員会や周辺地域で暮らす人々の思いの表れが、こういうふうなところで見てとれるのは残念なことであるというのが、1つ目の理由です。

2つ目、会計年度任用職員。国は、保育士や介護で働く人々の賃金格差があまりにも大きいということで、月々9,000円の引上げをすべきだということを国会答弁でも、国の方針としても示しましたが、本町で実施されたのは3%、国の示した額の2分の1に終わっていること。これを県や、いわゆる公、その上級も認めるというのは、国が決めたことを公自らが破る。これは公務員の臨時職員への姿勢が明白に表れていることでもあり、認めるわけにはいかない。2つ目の理由です。

3つ目は、マイナンバー。ポイントという形で金をばらまいて普及を図っていますが、さらに保険証や免許証にまで拡大というのは、私は心配です。個人の同意を前提とはいえ、ビッグデータを含め国民の財産を企業の金もうけに利用させるなどは、世界の個人情報保護にも逆行するもので、町が全く前のめりを取り組むということについては賛成できかねます。

4つ目ですが、保健福祉。町内にコロナ相談の窓口をと私は訴えてきました。設置は急務だと思っています。相談をしたいときに条件が整わなければ、保健所でも相談に乗ってくれないという状況があるわけですから、これは大きな問題だ

と思っています。

5つ目、米価下落への支援。結局、この年は実施されませんでした。

6つ目、幼保の再編や統合、民営化の問題。保育所の設置は、働く保護者が身近に安心して預け、働ける条件づくりです。「保育所はポストの数ほど」とも言われました。災害対応などでは問題あると言われている大規模保育園、それも民間へと期限を決め一気に進めるやり方、これは行政への信頼を投げ捨てるものにつながるということで、私は賛成できません。子育て支援の町を投げ捨てることには反対です。

また、松岡幼稚園の廃園の強行は、行政のやり方としては大いに緻密さに欠けるものとなっていると指摘してきたところです。さらに、廃園による保育士の立場は、やはり辞める保育士は多いわけです。本来なら一般事務職への引上げを含め、町として覚悟を決めて取り組むべきことなのに、この姿勢が私は見られないと思っています。

7つ目ですが、学校の統廃合。私はあの答申は認めないということを明確にしているつもりですが、そういう問いかけがありました。まちづくりのことについては考えていないと、子どもの立場からと強調をしていましたが、地域が作り上げてきた学校を簡単に地域と切り離して考えること、これは私には考えられません。特に学校をなくすことはさらに過疎を促進させている現実からも、なおのこと認められないということをやっぱり指摘しておきたいと思います。

最後にですが、本町の事業の執行残を含め、基金への積立てが異常な額となっているということは指摘してきました。国の補正予算や、他の自治体でも自治体独自の地域の経済対策や中小企業への経営支援、それに住民の生活支援、子育て支援等で基金を取り崩している。このコロナ禍でのことです。この点では、地域に住む人々への支援に、国の補正の狙いを念頭に、町の考えも入れ使い切ることが必要なのに、これが見られないのは残念です。

こういう指摘の下、若干の改善が見られるというのは、町民にとっては、希望もありますけれども、こういう以上の理由で一般会計の決算については反対の立場を取ります。

特別会計ですが、国民健康保険、これはよく言っていますが、いわゆる皆保険制度としての制度です。その中に資格証の発行の増は、ごく少数とはいえ、皆保険制度に反する行いだと私は思っています。この皆保険制度というのは我々にとってはセーフティネットですから、そういうことを含めて、経済的な問題を抱え

る人たちの問題で言えば、災害でもありますから、そこをきちっと行政も位置づける必要があると思いますが、それが見られないことから、反対の立場を取りません。

後期高齢者医療制度、また介護保険特別会計についても反対の立場です。2割負担等の導入や、またさらにこの負担を増やそうという方向も今見られている中です。これらも認められないわけです。さらに、制度を根本的に見直して、これからどうなるのかという不安がある中で、依然、消費税の引上げが示されましたが、福祉の財源確保、今後の社会保障の保障のためにということでしたけれども、こういう公約といたしますか、そういうものもどこに行ったのか分からない状況になっている。そういう会計の運営というのはやっぱり認められないということをお述べておきます。

なお、上水道会計については、この間、緻密な努力による有収率の改善やコロナ禍での上水道料、基本料金の減免については評価する点から、反対する立場は取りません。それだけは言っておきたいと思います。

以上の立場で、幾つかの特別会計を含めて反対の立場を取っていきます。

○議長（中村勘太郎君） 次に、委員長報告に賛成討論の発言を許します。

ないようですので、討論を終わります。

議案第49号、令和3年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定です。

本決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立を願います。

（起立多数）

○議長（中村勘太郎君） 起立多数です。

よって、本決算については委員長の報告のとおり認定することに決しました。

～日程第5 議案第50号 令和3年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第5、議案第50号、令和3年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定についての件を議題といたします。

本件は、去る令和4年8月29日に予算決算常任委員会に付託されました議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第2項の規定により、本報告書の朗読を省略します。

なお、議案第50号に対する委員長報告は先ほど行われております。

これより、委員長報告に対する質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は認定です。

議案第50号、令和3年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定
についての件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

～日程第6 発委第3号 令和3年度決算認定に係る決議～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第6、発委第3号、令和3年度決算認定に係る
決議の件を議題といたします。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より、決議に係る議案が提出されてお
ります。

会議規則第39条第2項の規定により、本議案の朗読を省略します。

提案理由の説明を求めます。

4番、朝井君。

○予算決算常任委員長(朝井征一郎君) 令和3年度決算認定に係る決議文でござい
ますが、皆様方のお手元に配付されたとおり、8項目を認定させていただいてお
ります。

ぜひとも賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(中村勘太郎君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

自由討議の提案ありますか。

ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第 7 議案第 6 2 号 令和 4 年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第 8 議案第 6 3 号 令和 4 年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第 9 議案第 6 4 号 令和 4 年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について～

～日程第 10 議案第 6 5 号 令和 4 年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第 11 議案第 6 6 号 令和 4 年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

～日程第 12 議案第 6 7 号 令和 4 年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第 7、議案第 6 2 号、令和 4 年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第 12、議案第 6 7 号、令和 4 年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの 6 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま一括上程いただきました議案第 6 2 号、令和 4 年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第 6 7 号、令和 4 年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの 6 件について、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第 6 2 号、令和 4 年度永平寺町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の 3 ページをお開きください。

第 1 条において、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 3, 284 万 1, 000 円を追加し、補正後予算総額を 100 億 7, 605 万 9, 000 円とお願

いするものです。

本定例会に上程させていただきました予算の説明では、給与改定に伴う特別職、一般職並びに会計年度任用職員の報酬、給料、職員手当等共済費を総じて人件費という用語で説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、各歳出の主なものについて順次ご説明させていただきます。

13ページから14ページをお願いします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費では、人件費として2万8,000円の減額予算を計上しております。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、人件費と、10月に松岡公園内で起きた自損事故への損害賠償請求交渉のための弁護士着手金、また企業版ふるさと納税促進に要する手数料など、合わせて1,695万2,000円を計上しております。

目3会計管理費では、人件費として78万9,000円を計上しております。

目4財産管理費では、役場庁舎の燃料費及び電気料として188万7,000円を計上しております。

目5企画費では、IT拠点である四季の森複合施設の電気料と福井坂井地区広域圏電算共同利用負担金、また、福井北インターチェンジに隣接する企業が事業を開始し、助成の要件を満たしたことから、企業立地促進事業助成金など、合わせて6,336万3,000円を計上しております。

15ページをお願いします。

目7支所費では、人件費及び永平寺支所、上志比支所の電気料として103万8,000円を計上しております。

目8交通安全対策費では、通行照明等の電気料2万4,000円を、目9防災費では、防災行政無線の電気料として8万1,000円を計上しております。

項2徴税费、目1税務総務費では、人件費として555万3,000円の減額予算を、目2賦課徴収費では、人件費と、確定申告時の混雑解消を目的に住民税申告書の郵便提出勧奨のため、郵便料と封筒印刷製本費を合わせて25万4,000円を計上しております。

16ページをお願いします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費では、人件費と、本町戸籍システムと法務省戸籍情報連携システムを連携させるシステム改修費など、合わせて46万6,000円の減額予算を計上しております。

項4選挙費、目3参議院議員通常選挙費では、時間外手当として181万円、目9町議会議員選挙費では、同じく時間外勤務手当として489万5,000円をそれぞれ減額予算として計上しております。

17ページから18ページをお願いします。

項5統計調査費、目1統計調査総務費では、人件費として9万5,000円を計上しております。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、人件費734万1,000円を計上し、目2国民年金事務費では、同じく人件費として79万6,000円の減額予算を計上しております。

目3心身障害者福祉費では、障がいを持たれた方の生活のしづらさ調査に要する消耗品、また、自立支援事業では、給付費及び医療費の過年度国庫負担金返還金合わせて694万4,000円を計上しております。

目4老人福祉費では、人件費及びフレイル予防の推進を図るための経費として12万4,000円を計上しております。

目6老人福祉施設費では、翠荘の電気料として100万円を計上しております。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、人件費として208万3,000円を計上しております。

19ページから21ページをお願いします。

目2母子福祉費では、人件費及び母子父子家庭等への医療費助成など、合わせて37万3,000円を計上しております。

目3児童措置費では、子ども医療費助成事業での事務手数料として13万1,000円を計上しております。

目4児童福祉施設費では、人件費及び児童館、幼稚園の不足する電気料、電話料として1,055万4,000円を計上しております。

目5子育て支援事業費では、人件費、電気料、NPO法人が実施している子ども宅食支援事業への補助金、そして妊娠、出産に対する経済的な支援のため、出産・子育て応援交付金事業におけるシステム改修や交付金など、合わせて2,063万2,000円を計上しております。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費では、人件費と3歳児健診時の視力・屈折検査に要する機器購入費、合わせて765万9,000円の減額予算を計上しております。

目2予防費では、人件費と風疹抗体検査・予防接種第5期の実施期間延長、ま

た新型コロナワクチン接種期間の延長に伴う経費、合わせて71万6,000円を計上しております。

目3環境衛生費では、人件費303万2,000円を計上しております。

項2清掃費、目2塵芥処理費では、福井坂井地区広域事務組合への衛生費負担金として221万6,000円を計上しております。

目3し尿処理費では、勝山・永平寺衛生管理組合への負担金として43万2,000円の減額予算を計上しております。

22ページから23ページをお願いします。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費では、人件費として106万5,000円を、目2農業総務費では、同じく人件費として25万8,000円の減額予算を計上しております。

目3農業振興費では、人件費と次世代を担う新規就農者への補助金、また中山間集落農業支援事業として機器購入に対する補助金など、合わせて456万9,000円を計上しております。

目4農地費では、人件費と農業集落排水事業特別会計への繰出金、合わせて190万8,000円を計上しております。

目5農村施設費では、人件費15万2,000円を計上しております。

款7商工費、項1商工費、目1商工総務費では、人件費173万円を計上しております。

24ページから25ページをお願いします。

目2商工振興費では、道の駅整備事業に県補助金が交付されることから財源組替えをさせていただいております。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費では、人件費288万6,000円の減額予算を計上しております。

項2道路橋梁費、目2道路橋梁維持費では、道路照明灯の電気料として81万2,000円を計上しております。

目3道路新設改良費では、人件費134万円を計上しております。

項4都市計画費、目2公園費では、松岡公園の電気料として5万1,000円を、目3下水道費としては、下水道事業特別会計繰出金として1,137万5,000円を計上しております。

項5住宅費、目1住宅管理費では、人件費として8万7,000円の減額予算を計上しております。

25ページ下段から27ページをお願いします。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費では、人件費と新採用職員の被服貸与品購入に係る経費、合わせて284万5,000円を計上しております。

目3消防施設費では、消防庁舎の電気料と総務省消防庁から消防団車両1台が無償貸付け、日本消防協会より災害活動車1台が交付されることから、必要となる経費を合わせて132万6,000円の予算を計上しております。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費では、人件費と松岡小学校及び松岡中学校のWi-Fi環境改善に係る工事請負費、合わせて761万4,000円を計上しております。

下段、項2小学校費、目1学校管理費では、学校歯科医の報酬、人件費、各学校の電気料及び必要となる備品購入費、合わせて462万3,000円を計上しております。

28ページから32ページをお願いします。

目2教育振興費では、修学旅行のバス借り上げ台数の変更による保護者負担増額分10万4,000円を計上しております。

項3中学校費、目1学校管理費では、学校歯科医の報酬、人件費、各学校の電気料金及び必要となる備品購入費の医薬材料費、合わせて117万3,000円を計上しております。

項4幼稚園費、目1幼稚園費では、人件費及び松岡幼稚園の電気料、合わせて1,147万5,000円の減額予算を計上しております。

項5社会教育費、目1社会教育総務費では、人件費として10万6,000円を計上しております。

目2公民館費では、人件費と2つの公民館の電気料、合わせて56万円を計上しております。

目3図書館費では、人件費と松岡図書館の電気料及び燃料費、合わせて141万8,000円を計上しております。

目4文化財保護費では、人件費57万7,000円を計上しております。

目6文化会館費では、上志比サンサンホールの電気料及び燃料費として38万1,000円を計上しております。

項6保健体育費、目1保健体育総務費では、人件費と、コロナウイルス感染症の影響により町民体育祭が中止となったことから助成金の減額と、合わせて932万1,000円の減額を予算計上しております。

目2 体育施設費では、緑の村ふれあいセンターの電気料と各小学校の夏休みプール開放が中止となったことから委託料などの減、合わせて508万5,000円の減額予算を計上しております。

目3 学校給食費では、人件費と、上志比給食センターの電気料、合わせて236万4,000円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。

10ページをお願いします。

歳入財源では、款10 地方特例交付金として749万6,000円、款11 普通交付税として1億8,729万5,000円、款15 国庫支出金として出産・子育て応援交付金など合わせて2,419万、款16 県支出金、項2 県補助金では市町協働による地域みらい応援プロジェクト補助金など1,755万1,000円、款18 寄附金では企業版ふるさと納税として200万円、款19 繰入金では地方交付税の額の確定による財政調整基金1億400万円の減額予算など、総額1億3,284万1,000円を計上しております。

次に、地方債の補正についてご説明いたします。

7ページをお願いします。

今回の補正予算の財源として過疎対策事業債の発行を予定しており、限度額5,430万円とお願いするものであります。

以上、令和4年度一般会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

次に、議案第63号、令和4年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についてご説明をさせていただきます。

37ページをお願いします。

第1条、歳入歳出補正額269万5,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を22億7,841万7,000円とお願いするものであります。

歳出についてご説明いたします。

43ページをお願いします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費では、人件費として269万5,000円の減額予算を計上しております。

なお、歳入につきましては、目2 その他一般会計繰入金の減額予算を計上しております。

以上、令和4年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

次に、議案第64号、令和4年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算についてご説明いたします。

47ページをお願いします。

第1条、歳入歳出補正額341万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を1億2,284万4,000円とお願いするものであります。

歳出についてご説明いたします。

53ページをお願いします。

款1総務費、項1管理費、目1一般管理費では、レセプト請求誤りによる診療所窓口返還金が増えたことにより、返還金5万円を計上しております。

目2施設管理費では、令和5年4月より訪問介護事業の開始のため、必要となる機器、訪問用車両購入などの経費336万円を計上しております。

なお、財源といたしましては前年度繰越金を充当しております。

以上、令和4年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

次に、議案第65号、令和4年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてご説明をさせていただきます。

56ページをお願いします。

第1条、歳入歳出補正額1,137万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を6億1,495万9,000円とお願いするものであります。

歳出についてご説明いたします。

62ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、人件費として836万6,000円を計上しております。

款2下水道事業費、項1下水道維持管理費、目1公共下水道維持管理費では、清流地区の中継ポンプ場の電気料として15万6,000円を計上しております。

目2特定環境保全下水道維持管理費では、けやき台の合併浄化槽維持に係る電気料と中央浄化センターの運転業務委託における電気料が不足することから、合わせて285万3,000円を計上するものです。

なお、財源といたしまして一般会計繰入金を充当しております。

以上、令和4年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

次に、議案第66号、令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算

についてご説明させていただきます。

66ページをお願いします。

第1条、歳入歳出補正額188万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を1億7,181万2,000円とお願いするものであります。

歳出についてご説明いたします。

72ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、人件費として38万5,000円の減額予算を計上しております。

款2農業集落排水事業費、項1農業集落排水維持管理費、目1上志比地区農業集落排水維持管理費では、人件費と集落排水処理場の電気料、合わせて226万8,000円を計上しております。

なお、財源といたしまして一般会計繰入金を充当しております。

以上、令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

最後に、議案第67号、令和4年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてご説明させていただきます。

76ページをお願いします。

第2条、収益的支出補正額963万2,000円を追加し、補正後の歳出予算総額を3億5,916万8,000円、第3条、資本的支出補正額37万5,000円を追加し、補正後の歳出予算総額の2億4,140万8,000円とお願いするものであります。

85ページをお願いします。

収益的収入及び支出、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、節5動力費663万2,000円、同じく目2配水及び給水費、節5動力費34万6,000円は、各水道施設の電気料に不足が生じることから予算計上しております。

目4総係費では、給料、手当、法定福利費、合わせて265万4,000円を計上しております。

下段、資本的収入及び支出、款1資本的支出、項1建設改良費、目4事務費では、給料、手当、法定福利費、合わせて37万5,000円を計上しております。

以上、議案第62号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第67号、令和4年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの提案理由

の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。

（午前11時03分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第13 議案第68号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第13、議案第68号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第68号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書86ページをお願いします。

今回の条例改正は、令和4年度人事院勧告に準じ、一般職の職員、特別職の職員並びに会計年度任用職員の給与等の改正をするものです。

第1条は、一般職の職員の給与条例の一部改正で、一般職の賞与の年間支給率4.3月を0.1か月引き上げ4.4月とし、引上げ分を勤勉手当に反映すること、月例給を平均で0.3%引き上げ、別表の給料表を改正するものです。

90ページをお願いします。

下段、第2条において、第1条での賞与の引上げ0.1月を、令和5年度から6月支給及び12月支給にそれぞれ0.05月ずつ割り振ることの改正規定です。第3条においては、特別職において期末手当の年間支給率を0.1月引き上げるものです。

91ページをお願いします。

第4条において、第3条で引き上げる0.1月を、三役においては令和5年度からは6月支給及び12月支給にそれぞれ0.05月ずつ割り振ることとする改正規定です。

第5条においては、会計年度任用職員の給料表を一般職の改正に準じて行うものです。

92ページをお願いします。

附則において、第1項では、この一部改正は交付の日から施行することとし、第2項においては、一般職及び会計年度任用職員の月例給の改正について令和4年4月1日から遡及して適用するものです。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 議案第68号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、これより質疑を行います。

○議長（中村勘太郎君） 補足。

総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） ただいま町長が申しました提案理由で一部補足します。

特別職の期末手当、第3条規定で年間支給率0.1月分引上げになっています。

第4条で三役については、町長が提案理由で申しましたとおり、令和5年からはその引き上げた0.1月分を0.05月ずつ、6月と12月で割り振るとなっていますが、議員につきましては令和5年度も、6月と12月それぞれ0.1月分引き上げということで、年間支給率につきましては、三役につきましては2.95月から3.05月、議員については今回3.4月になりますが、令和5年度からは3.5月、0.2月分の引上げということになりますので、補足説明をさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行いたいと思います。

これより第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 人事院勧告による引上げということですが、何点かありますが、本町のラスパイレス指数はどの程度か、どうなっているのか、県内でどういう状況なのかということも知りたいですね。

もう2点あるんですが、実質賃金はここ20年以上下がり続けていると言われていて、ご存じのことやと思うんですね。そういう中で今回は一時金の引上げと

いうことになっていますが、本給の引上げというのは必要ないのかが2点目です。

3点目ですが、これ人事院勧告というと大体6月末ぐらいに以前はあったんですが、ちょっともう少し遅れているのかもしれませんが、最近のこの物価高の中で本当に何でも高騰しています。これは公務員の生活には関係ないかもしれませんが、肥料に至っては、7割の上昇と言われたのが実は倍になっていたというようなあんばいですね。それと同じように、物価高の中での問題ですけれども、それらは考慮されているのでしょうかということですね。1人当たり平均すると幾らの引上げになるのか、大体。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） 1点目のラスパイレス指数につきましては、まだ令和3年度については県がまだ報告していませんので、報告が来てから報告させていただきます。

2点目につきましては、本給の引上げにつきましてはですけど、今回の改正で月例給の給料表の改正も含まれております。平均引上げが0.3%となっています。給料表の改正につきましては初任給及び若年層の引上げを今回は主とするということで、永平寺町、1級から6級制を取っていますが、1級、2級、3級の若年については引上げになっておりますが、参考までに6級のほうは改定はなしということで若年層の引上げが今回は主であると、平均すると0.3%というふうになっています。額については、若年層とかそういうところでこう分かれていますので、それぞれの金額というところについては、ちょっと出しにくいということをご理解いただきたいと思います。

3点目の物価高を考慮しているのかという点でございますが、国の人事院勧告、国家公務員の改定につきましては、例年8月に人事院のほうから内閣のほうと国会のほうに勧告がされるというふうになっておりまして、その4月の給料から6月まで人事院が調査しまして、それを踏まえた上で、その差額、格差を是正するために8月に勧告するということになります。県の人事委員会がそれを受けまして、10月頃に県のほうへ勧告をします。例年、国の人事院と同じような勧告をされますが、そういう点でなっています。ですから今回の人事院勧告については、4月の民間給与の調査を含めて、その公務員との格差を是正するという面で、月例給の0.3%引上げと賞与の年間支給の0.1月の引上げという形になっておりますので、その点ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） ラスパイレス指数って今九十幾つぐらいですか。大体でいいので、そこは大事なことなので、本当に本町、今はどうなっているのかということが一つ。

もう一つは、今回の一時金ですが、全体として引上げのリスト書いてありますから、それらを含めて1人当たり幾らかというのは、それなりに出てくると思うんですね。ただ、公務員といえども生活はやっぱり大変な人たちもいらっしゃると思います、この物価高の中。子どもさんなんか抱えている人たちもたくさんいらっしゃると思うんで、そういう意味ではその辺をどう考えているのかというのと思うんですね。そこはきちっとそれなりに示していただければと思います。

○総務課長（吉川貞夫君） 議長、ちょっと休憩ください。

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。

（午前11時20分 休憩）

（午前11時22分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

議案第68号の永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ほかに質疑ございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） ラスパイレス指数の問題で言うと、合併前の旧松岡はやはり全県下の中ではかなり低かったんですね。8割台やったと思うんです。どうして低くなったかというのは理由があって、本町の合併前ってのはるか以前の話ですが、昭和40年代ですか、学校の建設に伴って財政再建団体になったということで低く抑えられてきた状況があったと思うんですね。そういうこともあるので、やっぱりそれを随分直さなあかんのでね、町長もそういうことは答弁でこれまでも、人勸の問題の論議の中で言われてきたので、一定改善されてきているように私も思っていますけれども、そういうことを考えると、やっぱりきちっと引き上げるところは引き上げると。今回は若年層中心にということで、それは、いわゆる財界というんですかね、企業なんかも含めてそうしていかないと、有能な人材が集まらないという事態にもなっているということも言われているので、そのことも含めて考えられた改定やと思うんです。

引上げですから反対するというわけではないんですが、その辺は一定の数字を

やっぱりみんなにきちっと示していくことは大事ではないかなと思うので、質問をさせていただきました。また町として、もしラスパイレス指数が低かったとしたら町としてどういう対応をしていくのかということもね、こういう機会に話していただくとありがたいのかなと思うところです。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 毎年この時期になりますと、人事院からこうやって勧告を受けて給料の見直しを行っております。コロナ禍で去年はちょっと大幅に下げさせていただいて、今年度はまたちょっと戻す形になってきたのかなと。これも国が民間企業とかそういった格差がないようにということで提示していただいた、そういった数字になりますので、町としてはしっかりここの勧告を受け止めて対応していくことがやっぱり大事なかなと思います。

それと、ラスパイレス、今報告あると思いますが、おっしゃるとおり、昭和40年代、行政が厳しいから職員の給料をまずは我慢して立て直そうという、そういった時代ではもうないなというふうに思っていますし、そういうことがないように財政をやっていく中で、職員の環境とかそういったことも大事だと思いますので、しっかりとそこは対応していきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） すみません。ばたばたしまして申し訳ございません。

ラスパイレス指数の数字について申し上げます。永平寺町、令和3年度93.4となっており、これは令和2年の数字よりも1.4ポイント上昇したということになります。令和3年度、他の市町との比較でございますが、福井県内の町8町ありますが、その町の中では永平寺町が一番高い数値を示しているということでございます。

令和4年度、まだ確定値は出ていませんが、令和4年度も、昨年度93.4からは上昇するという見込みで今おります。県内の当町のラスパイレス、ですから決して当町のラスパイレスが低いというふうな見解は持っておりません。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 補足で、このラスパイレス指数、管理職というか50代の職員のボリュームが多い年はやはりラスパイレス指数というのは上がってしまう、若い職員が多いときには、そのラスパイレスの波があるというのはご理解をいた

だきたいなというふうに思います。今はどちらかというとな50代、40代、そういったボリュームの職員が多くなってくると、どうしてもやっぱり高くなっていくというのはありますので、よろしくをお願いします。

○6番（金元直栄君） ちょっと一言だけ言わせて。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 僕、論議するというわけじゃないんで。

ただ、ラスパイレス指数が93.4%で町の中では一番高いという話ですけど、それでいいのかどうかということは十分やっぱり考える必要があると思います。国家公務員に比べて、例えばこの町に国家公務員がいるとしたら、その人と比べたら既にもう6.6%低いわけですから、その辺は十分考える必要があります。地域では、だから福井市なんかは結構高いという状況もありましたから、そういう差が隣同士のまちでかなり生じていることは、非常に職員にとっては本当にじだんだを踏むような思いもあると思うんでね、そこはこういう機会にぜひ、いろいろ考える機会を与えてくれるという意味では大事なのかなと思うところです。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） ラスパイレスの変動要因という考え方の中には、確かに今お尋ねの市との比較ということもありますが、いろいろ要因があります。例えば市と町では給料の表自体が異なっているところがありますし、そもそも、今町長おっしゃいましたように、年代別の変動によっても、決して給料額が変わらなくても、その年代の構成が変わればラスパイレスに反映されるということもあります。ですからここは一概に、参考にはなるとは思いますが、これをもって永平寺は低いとかそういうふうな議論ではないというふうに私は思っております。

ですから決して、ラスパイレスの数字だけ見ても、国が100だからうちが93だからうちが低いというふうな観点の議論ではないというふうに思っていますし、だからといってこのままでいいかというのはまた別問題だと思いますから、そここのところは、今後のまた情勢次第というふうにご理解をお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございませんか。

ないようですから、議案第68号について第2審議に付したい案件はありますか。

本件について、第2審議を行わず第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第68号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第68号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第14 議案第69号 永平寺町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第14、議案第69号、永平寺町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました議案第69号、永平寺町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書93ページをお願いします。

今回の条例改正は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員の定年の引上げ及びこれに伴う制度の整備が行われたことにより、関係する条例の所要の改正を行うものです。

下段、第2章の定年制度において、定年の年齢を60歳から65歳に改めるも

のでございます。

94ページをお願いします。

下段、第3章、管理監督職勤務上限年齢制ですが、今回の定年引上げで新設する制度の規定を加えるものです。管理職は、60歳に到達した日以降の3月31日をもって、以降は管理職以外の職に降任することとします。

96ページをお願いします。

下段、第4章、定年前再任用短時間勤務制ですが、今回の制度改正で新設する規定を加えるものです。60歳に到達した年度以降、定年の年齢まで再任用短時間勤務として勤務できる制度です。

97ページをお願いします。

中段、附則の改正ですが、附則は2項を追加します。

1つは、定年に関する経過措置で、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間は段階的に定年の年齢を引き上げるものとしています。

2つ目は、情報の提供及び勤務の意思確認の項目で、56歳の職員を対象に定年に関する制度の情報を提供し、61歳以降の勤務の意思を確認することの規定です。

この規定も今回の制度改正により新設されたものでございます。

98ページをお願いします。

今回の定年引上げによる条例改正で、関連する条例9本の改正を行います。

永平寺町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正は、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改め、定年前再任用短時間勤務職員給料月額算出方法を新たに規定しています。

永平寺町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正は、俸給の種類に、役職定年に伴う降給を追加しております。

永平寺町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正は、字句の改正を行っています。

公益的法人等への永平寺町職員の派遣等に関する条例の一部改正では、公益的法人等に派遣する職員に役職降任の特例を受けた者を追加します。

永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正では、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めます。

永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、対象職員に役職降任の特例を受けた者を追加し、再任用短時間勤務職員等を短時間勤務職員に改めます。

永平寺町一般職の職員の旅費支給に関する条例及び永平寺町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正は、地方公務員法一部改正による準用規定の条項番号の改正です。

永平寺町職員の再任用に関する条例については、今回の定年引上げ制度により廃止することとします。ただし、令和13年度までは定年年齢が65歳に到達しないことから、暫定的に制度は残ることになります。

101ページをお願いします。

第1条において、この一部改正条例の施行は令和5年4月1日からとします。

第2条以降は、一部改正条例施行後の経過措置についての規定となっています。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第15 議案第70号 永平寺町幼稚園条例及び永平寺町幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第15、議案第70号、永平寺町幼稚園条例及び永平寺町幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第70号、永平寺町幼稚園条例及び永平寺町幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書108ページをお願いします。

この条例改正は、幼稚園・幼稚園施設再編において松岡西幼稚園なかよし幼稚園分園まつおか園及び松岡幼稚園が統合し、令和5年4月1日より民間の幼保連携型認定こども園が開設することから、令和5年3月31日をもって閉園、また、平成15年4月1日より休園となっていました上志比幼稚園につきましても休園とすることから、条例の一部を改正するものでございます。

なお、附則において、この一部改正条例の施行日を令和5年4月1日とするものです。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第16 議案第71号 指定管理者の指定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第16、議案第71号、指定管理者の指定について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第71号、指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

永平寺町健康福祉施設の指定管理者として、株式会社コーワ、代表取締役、嶋崎育子を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定する期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願いいたします。

～日程第17 議案第72号 指定管理者の指定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第17、議案第72号、指定管理者の指定について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第72号、指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

永平寺町河川公園の指定管理者として、南鉄興業株式会社・株式会社しばなか共同企業体、代表者、南部鉄男を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定する期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

なお、対象となります施設は、松岡河川公園、永平寺河川公園、中島河川公園の3施設でございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第18 議員派遣の件～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第18、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、お手元にお配りいたしましたとおりで派遣することにしたいと思ひます。なお、派遣する期間、場所、議員等の変更については、議長に一任願ひたいと思ひます。ご異議ござひませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よつて、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

暫時休憩します。

(午前11時41分 休憩)

(午前11時41分 再開)

○議長(中村勘太郎君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして、本日の日程は全て議了いたしました。

本日はこれをもちまして散会したいと思ひます。これにご異議ござひませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よつて、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日11月29日から12月4日までを休会といたしたいと思ひます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よつて、明日11月29日から12月4日までを休会といたします。

12月5日は、定刻より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしく願ひいたします。

本日はどうもご苦勞さまでございました。

(午前11時42分 散会)